

佐賀県訓令甲第六号

本 庁

現地機関

佐賀県公印規程（昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改める。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第十三条第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

3 前二項の規定により公印を事前に押印し、又は印影の刷込みをした用紙は嚴重に保管し、当該用紙について常にその受払いの状況を公印事前押印（刷込み）用紙受払簿（様式第七号）により明らかにしておかなければならない。

第十四条中「様式第十号」を「様式第八号」に改める。

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を削り、様式第十号を様式第八号とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する